

介護老人保健施設あいぜん苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛染会が運営する介護老人保健施設あいぜん苑訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態の利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者がその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行うものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業所は、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 前項のほか、「秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（平成24年秋田市条例第71号）及び「秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成26年秋田市条例第75号）その他の関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 ： あいぜん苑訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所

（2）所在地 ： 秋田市上新城道川字愛染58番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）医師（管理者） 1名以上（常勤・兼務）

事業所における管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。また、利用者にサービス提供を行うにあたり、原則的に診療を行い、理学療法士または作業療法士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行うもの

とする。

(2) 理学療法士又は作業療法士 1名以上（常勤・兼務）

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の生活機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行うものとする。

（訪問リハビリテーション等の内容）

第5条 訪問リハビリテーション等の内容は次のとおりである。

- (1) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション等計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとする。
- (2) 事業所医師及び主治医の診療による指示に基づいて訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）を作成するとともに、作成した訪問リハビリテーション計画書等に沿って実施するものとする。
- (3) 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- (4) 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図れるよう努めるものとする。
- (5) 訪問リハビリテーション等を実施した場合、訪問日時、提供したリハビリテーションの内容等を診療録に記録することとする。
- (6) 施設の体制や支援計画に応じて以下の加算要件を満たす支援を行うこととする。
 - ・退院時共同指導加算
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・リハビリテーションマネジメント加算（イ）
 - ・リハビリテーションマネジメント加算（ロ）
 - ・リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合
 - ・移行支援加算
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ・口腔連携強化加算

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日（振り替え休日を含む。）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間：午前10時から午後4時までとする。

（利用料等その他の費用の額）

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合から算出された額とする。なお、法定代理受領以外の利用料について

は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

2 通常の事業の実施地域を越えて訪問リハビリテーション等を実施する場合は、交通費（実額）を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えて1kmにつき200円徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は秋田市とする。

（相談・苦情処理）

第9条 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応することとする。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存することとする。

（緊急時の対応）

第10条 従業者は、訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

2 報告を受けた管理者は、主治医への連絡が困難な場合、従業者と連携し、医療機関への救急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に対する処置について記録し、その完結の日から5年間保存することとする。

3 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

（虐待防止のための措置）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）（1）～（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の適正化)

- 第13条 従業者は、訪問リハビリテーション等を実施する際に、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。
- 2 従業者は、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

- 第15条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、職員の資質向上を図るため次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行

われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。← パパウ、ロツハウ、カスいうも？

- 5 事業所は、訪問リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛染会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月30日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。